

加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示等）に関するQ&A 新旧対照表

改正後	現行
<p>(問1)～(問24) 【略】</p> <p>(問25) どのような原材料が「特色のある原材料」に該当するのですか。 (答)</p> <p>1 「特色のある原材料」とは、特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたものであり、同種の原材料に占める割合が100%使用でない場合に「〇〇使用」、「〇〇入り」のように「使用した旨」を表示することが、消費者に優良誤認を与えると考えられるものを指します。<u>平成18年8月に「特色のある原材料」に該当するものを、以下のとおり整理しました。</u></p> <p>①～⑦ 【略】</p> <p>注) ①、②(有機農産物及び有機農産物加工食品)、③は<u>平成18年8月以前から「特色のある原材料」の対象である。</u></p> <p>④、⑤、⑥、⑦は、<u>平成18年8月に「特色のある原材料」とされたものである。</u></p> <p>(③については、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」に基づき表示することが必要。)</p> <p>2～3 【略】</p> <p>(問26)～(問35) 【略】</p> <p>(問36) 有機農産物や有機農産物加工食品を使用した旨を表示できるのは、どのような場合ですか。 。</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 このため、加工食品品質表示基準に基づく「有機〇〇使用」(<u>〇〇は農産物又は農産物加工食品の名称</u>)等の表示ができるのは、JASマークが付された<u>有機農産物又は有機農産物加工食品</u>を直接原材料として使用する場合に限り、<u>有機JASマークが付された原料(有機〇〇)を用いて製造された加工品(有機JASマークが付されていないもの)を仕入れ、これを原料として加工し、製品を製造する場合、当該製品に有機〇〇を使用した旨の表示をすることはできません。</u></p> <p>4 <u>なお、有機加工食品(有機農産物加工食品を除く。)</u>又は<u>有機畜産物については、指定農林物資</u> <u>*ではないため、有機農産物や有機農産物加工食品のような厳格な名称表示の規制はありませんが</u></p>	<p>(問1)～(問24) 【略】</p> <p>(問25) どのような原材料が「特色のある原材料」に該当するのですか。 (答)</p> <p>1 「特色のある原材料」とは、特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたものであり、同種の原材料に占める割合が100%使用でない場合に「〇〇使用」、「〇〇入り」のように「使用した旨」を表示することが、消費者に優良誤認を与えると考えられるものを指します。<u>今回の見直しにおいて、明確に「特色のある原材料」に該当するものを、以下のとおり整理しました。</u></p> <p>①～⑦ 【略】</p> <p>注) ①、②(有機農産物及び有機農産物加工食品)、③は<u>現行の「特色のある原材料」の対象である。</u></p> <p>④、⑤、⑥、⑦は、<u>今回の改正で「特色のある原材料」とされたものである。</u></p> <p>(③については、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」に基づき表示することが必要。)</p> <p>2～3 【略】</p> <p>(問26)～(問35) 【略】</p> <p>(問36) 有機農産物や有機農産物加工食品を使用した旨を表示できるのは、どのような場合ですか。 。</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 このため、加工食品品質表示基準に基づく「有機〇〇使用」等の表示ができるのは、JASマークが付された<u>有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物</u>を直接原材料として使用する場合に限り、<u>有機JASマークが付された原料(有機〇〇)を用いて製造された加工品(有機JASマークが付されていないもの)を仕入れ、これを原料として加工し、製品を製造する場合、当該製品に有機〇〇を使用した旨の表示をすることはできません。</u></p> <p><u>【新設】</u></p>

「有機△△使用」（△△は農産物加工食品以外の加工食品又は畜産物の名称）等の表示に際しては、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）や有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）に基づき、有機JASマークが付された原材料等、「有機」であることが明らかな原材料を使用することが望ましいと考えます。

\*指定農林物資とは、名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資であって、指定されたもの以外の加工食品に「有機」、「オーガニック」等の表示を付してはならないという名称の表示規制がかけられたもの。（有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A問22-1）

(問37)～(問50)

【略】

(問37)～(問50)

【略】